平成２７年（フ）第４１９号
埼玉県越谷市千間台西２丁目21番地３　ソフィア千間台106号
破産者　株式会社アイ・ティー・ソリューションズ
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
新潟県見附市学校町１丁目14番43号
破産者　有限会社オガワニット
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
（最後の住所）新潟県見附市学校町１丁目14番43号
破産者　亡小川宏之相続財産
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
兵庫県洲本市五色町鮎原上847番地
破産者　株式会社オーハタ実業
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成27年３月２日午後２時の破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成27年４月９日に確定したから、破産法216条６項、31条によって次のとおり決定する。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６号
山形市桜田西２丁目９番14号
破産者　堀　　久隆
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　破産管財人　弁護士　金山　裕之
3　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月26日
山形地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第７３号
茨城県結城市大字小田林477番地３
破産者　鈴木　克男
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９０３号
最後の住所　福岡県糟屋郡篠栗町大字和田763番地３　エクセレンス和田Ⅱ―201号
破産者　亡佐藤正一郎相続財産
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５６号
最後の住所　秋田市寺内堂ノ沢１丁目２番19号
破産者　亡武内一夫相続財産
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３１６号
横浜市西区西平沼町８番15号
破産者　株式会社ベクター
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５８７号
福岡市南区高宮４丁目22番29号
破産者　岩井　直美
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８９号
佐賀市南佐賀２丁目５番10号　パークサイド中野Ａ202
破産者　坂本　勝美
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８９号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目36番10号
破産者　長谷川　亮
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７０３号
福岡市南区三宅３丁目１番７―302号
破産者　家入　　陽
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２１号
群馬県前橋市池端町36番地１
破産者　吉澤栄美子
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３号
兵庫県洲本市五色町鮎原上376番地
破産者　大畑　歓照
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
広島市南区東雲２丁目17番５―202号、開始決定時の住所広島市南区東雲１丁目10番11号
破産者　美鈴苑こと　松宮　　正
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６号
広島市南区東雲２丁目17番５―202号、開始決定時の住所広島市南区東雲１丁目10番11号
破産者　松宮美惠子
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第３２７号
盛岡市みたけ３丁目21番23号　ピュアハウス202号
破産者　下田　知明
1　破産債権の届出期間　平成28年３月18日まで
2　一般調査期日　平成28年６月30日午前10時
平成28年２月19日
盛岡地方裁判所第２民事部